日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺リハビリテーション指導士申請用
症例報告書の書き方について

この申請では、申請書類の5症例の内容を審査します。5症例のうち2症例は症例報告書【様式1】を用い、その他の3例は症例報告書【様式2】を用いてください。

同一施設・同一症例であっても、申請者各自が独自の視点から問題点を抽出して顔面神経麻痺リハビリテーションを実施したことを記載することは認められますが、他者の報告を模したことが明らかな場合や、同一施設における過去の報告を再利用することは禁じます。不正が確認された場合には厳正に対処します。記載内容が不十分である、あるいは誤りがある場合には、当該年度は承認されません。

顔面神経麻痺リハビリテーション指導士制度は、顔面神経麻痺リハビリテーションの経験と知識が十分であることを証明するための制度です。そして経験について証明するものが症例報告書であり、顔面神経麻痺に対してガイドラインに則り標準的な顔面神経麻痺リハビリテーションを実施してきたことを証明する必要があります。

以下に、記載に関して考慮すべき要点を示します。要点に沿って記述してください。

1)現病歴

・リハビリテーション開始までの病歴を簡潔に記すこと。

・他院で初期治療を行った場合も、わかる範囲で病歴を記すこと。

2)リハビリテーション経過と問題点

・使用した評価法について記すこと。

・後遺症に関する評価を含んでいること。

・評価・実施内容は発症からの経過とともに時系列（発症後〇日等）で示すこと。

・ガイドラインに則りどの症状に対し何を指導・実施したか、具体的に頻度を含め述べること。

・目標をどのように設定したか、また、経過とともに目標がどのように変化したかを述べること。

・禁忌に関する指導を行った場合、詳細に述べること。

・学会推奨外の運動指導を実施した場合には、その目的と根拠を示すこと。

3)転帰

・終了時期となぜ終了したか理由を述べること。

・終了時の評価結果について簡潔に示すこと。

※注意点

・「何日目に～が動いた、何日目に～が出現した」という経過中の変化だけを記載した報告書は認められません。

・誤字、脱字、変換ミスがないように注意してください。